

○土浦市職員等の公益通報に関する要綱

令和2年2月14日訓令第3号

改正

令和2年3月31日訓令第21号

令和6年4月1日訓令第20号

令和6年6月28日訓令第25号

土浦市職員等の公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この訓令は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、職員等からの公益通報の処理に関し必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、公正かつ透明な市政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員若しくは同条第3項第3号に掲げる特別職の職員又は公益通報の日前1年以内にこれらの職員であった者

イ 市から事務若しくは事業の委託を受けた事業者の従業員で当該事務若しくは事業に従事するもの又は公益通報の日前1年以内に当該事務若しくは事業に従事していたもの

ウ 市の施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この号において同じ。）の従業員で当該指定管理者が管理する施設の管理業務に従事するもの又は公益通報の日前1年以内に当該管理業務に従事していたもの

エ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき市に派遣された者で当該派遣業務に従事するもの又は公益通報の日前1年以内に当該派遣業務に従事していたもの

オ 市から事務又は事業の委託を受けた事業者の役員で当該事務又は事業に従事するもの

カ 市の施設の指定管理者の役員で当該指定管理者が管理する施設の管理業務に従事するもの

(2) 公益通報 職員等が市の事務又は事業に関し、次のいずれかに掲げる事実（以下「通報対象事実」という。）が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときに行う通報をいう。

ア 法令（条例、規則等を含む。）に違反し、又は違反するおそれのある事実

イ 人の生命、身体、財産若しくは生活環境を害し、又は害するおそれのある事実（アに掲げるものを除く。）

ウ 市民全体の公益に反するおそれのある事実（ア及びイに掲げるものを除く。）

(3) 通報者 公益通報をした職員等をいう。

(4) 公益通報対応業務従事者 公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務（以下「公益通報対応業務」という。）に従事する者をいう。

（公益通報の方法）

第3条 公益通報は、職員等公益通報書（様式第1号）により行うものとする。この場合において、通報対象事実を証明する証拠書類があるときは、職員等公益通報書に添付するものとする。

2 公益通報は、実名により行うものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

（通報対応責任者）

第4条 公益通報に適切に対応するために必要な体制（以下この条及び第6条第1項において「公益通報対応体制」という。）を整備し、及び公益通報対応業務を総括するため、通報対応責任者を置き、総務部長をもって充てる。

2 通報対応責任者は、公益通報対応体制について、定期的に評価及び点検を行い、必要があると認めるときは、見直し等の措置を講ずるものとする。

3 通報対応責任者は、職員等に対し、公益通報者保護法、公益通報対応体制等について教育及び周知を行うものとする。

（通報者の責務）

第5条 通報者は、客観的かつ具体的な根拠に基づき、誠実に公益通報を行わなければならない。

2 通報者は、他人に損害を加える目的、不正の利益を得る目的その他の不正な目的で公益通報を行ってはならない。

(職員等通報窓口)

第6条 公益通報を受け付け、及び公益通報に係る相談（公益通報対応体制その他の公益通報に関する質問及び相談をいう。以下同じ。）に応じる窓口（以下「職員等通報窓口」という。）を総務部人事課に置く。

2 職員等通報窓口は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 公益通報の受付に関すること。

(2) 通報対象事実に係る事務を所掌する部署との連絡調整に関すること。

(3) 公益通報に係る相談に関すること。

3 通報対応責任者は、職員等通報窓口の担当者のうちから公益通報対応業務従事者を指定するものとする。

4 通報対応責任者は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定をした者に対し、書面により通知するものとする。

5 職員等通報窓口は、職員等公益通報書を受け付けたときは、速やかに第8条に規定する委員会に報告しなければならない。

(利益相反関係の排除)

第7条 公益通報対応業務従事者は、自ら当事者となっている案件その他の利益相反関係を有する案件に関する公益通報対応業務に関与してはならない。

2 通報対応責任者は、公益通報対応業務従事者が公益通報に係る案件に利益相反関係を有していないことを随時確認するものとする。

3 通報対応責任者は、公益通報対応業務従事者が公益通報に係る案件に利益相反関係を有していることが判明したときは、直ちに当該公益通報対応業務従事者を当該公益通報対応業務に関与させない措置を講じなければならない。

(公益通報委員会の設置)

第8条 職員等からの公益通報を適切に処理するため、土浦市公益通報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は副市長を、副委員長は総務部長をもって充てる。

4 委員は、人事課長をもって充て、公益通報の内容に応じ、市長が指名する者を委員に加える。

- 5 委員会は、委員長が招集し、主宰する。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 公益通報の受理又は不受理の決定
 - (2) 公益通報に係る調査及びその結果の市長への報告
- 8 委員が当事者となっている案件その他の利益相反関係を有する案件に関する公益通報については、当該委員は、委員会が当該委員から当該公益通報に係る事情を聴く必要があると認める場合を除き、委員会の会議に出席することができない。
- 9 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。
(公益通報の受理等)

第9条 委員会は、第6条第5項の規定による報告を受けたときは、公益通報の内容を審査し、当該公益通報を受理するか否かを決定しなければならない。

- 2 委員会は、公益通報の受理又は不受理を決定したときは、職員等公益通報受理（不受理）通知書（様式第2号）により、遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし、通報者への通知が困難な場合又は通報者が当該通知を希望しない場合は、この限りでない。
(調査の実施)

第10条 委員会は、前条第1項の規定により公益通報を受理する旨の決定をしたときは、次の手段により、遅滞なく当該公益通報に係る通報対象事実の確認のための調査を行うものとする。

- (1) 当該公益通報に係る事案に関係する職員等から事情を聴くこと。
- (2) 当該公益通報に係る書類等を閲覧し、又はその提出を求めること。
- 2 委員会は、前項の調査を公益通報対応業務従事者に行わせることができる。
- 3 公益通報対応業務従事者は、前項の規定により調査を行ったときは、職員等公益通報に係る公益通報対応業務従事者調査報告書（様式第3号）により、当該調査の結果を委員会に報告しなければならない。
- 4 職員等は、第1項の調査に誠実に協力しなければならない。
- 5 委員会は、第1項の調査の結果、通報対象事実があると認めたときは、職員等公益通報調査結果報告書（様式第4号）により、速やかに市長に報

告しなければならない。

（調査結果に基づく措置）

第11条 市長は、前条第5項の規定による報告を受けたときは、速やかに通報対象事実の是正に係る措置及び再発防止のために必要な措置（以下この条において「是正措置等」という。）を講じなければならない。

2 市長は、職員等公益通報調査及び措置結果通知書（様式第5号）により、前条第5項の規定による報告及び是正措置等の結果を遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし、通報者への通知が困難な場合又は通報者が当該通知を希望しない場合は、この限りでない。

3 市長は、是正措置等を講じた後、当該是正措置等が十分に機能していることを確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置等を講じるものとする。

（運営状況の公表）

第12条 市長は、前年度の公益通報の件数及び主な内容等について、毎年度公表しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第13条 通報者に関する情報は、非公開とし、公益通報の処理及び調査に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう配慮しなければならない。

2 職員は、通報者、公益通報に係る相談をした者（次条において「相談者」という。）又は第10条第4項の規定により公益通報に係る調査に協力した者（次条において「協力者」という。）が公益通報をしたこと、公益通報に係る相談をしたこと又は公益通報に係る調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

3 市長は、前項の規定に違反した者に対し、行為の態様、被害の程度その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他必要な措置をとるものとする。

（通報者等への事後措置）

第14条 通報対応責任者は、公益通報を処理した後において、通報者、相談者及び協力者（以下「通報者等」という。）に対する公益通報に係る事由による不利益な取扱いの有無について、適宜調査又は確認を行うものとする。

（不利益取扱いに係る申出）

第15条 通報者等は、公益通報に係る事由を理由として不利益な取扱いを受けたときは、職員等通報窓口に対しその是正を図るための措置の申出（次条第1項及び第17条第2項において「申出」という。）を行うことができる。

（不利益取扱いに係る申出に関する事実の調査）

第16条 職員等通報窓口は、申出を受けたときは、速やかに委員会に報告するものとする。

2 委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその事実の調査を行うものとする。

3 第10条第1項から第4項までの規定は、前項の調査について準用する。
（不利益回復措置等）

第17条 委員会は、前条第2項の調査の結果、通報者等に対する不利益な取扱いがあると認めるときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合において、必要と認めるときは、速やかに申出を行った通報者等が受けた不利益を回復するために必要な措置その他の適当な措置を講じなければならない。

（秘密の保持等）

第18条 公益通報対応業務又は公益通報に係る相談への対応に関与した者（公益通報対応業務又は公益通報に係る相談への対応に付随する職務等を通じて、当該公益通報に関する情報を知り得た者を含む。）は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用してはならない。

2 職員は、公益通報の処理及び調査のためやむを得ない場合を除き、通報者等を特定しようとする行為をしてはならない。

3 市長は、前2項の規定に違反した者に対し、行為の態様、被害の程度その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他必要な措置をとるものとする。

（補則）

第19条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、公表の日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月 3 1 日訓令第 2 1 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年 4 月 1 日訓令第 2 0 号）

（施行期日）

1 この訓令は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の土浦市職員等の公益通報に関する要綱の規定は、この訓令の施行の日以後にされた公益通報について適用し、同日前にされた公益通報については、なお従前の例による。

付 則（令和 6 年 6 月 2 8 日訓令第 2 5 号）

この訓令は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。